

各都道府県・政令指定都市教育委員会
学校設備整備等主管課担当者 御中
情報教育主管課担当者 御中

文部科学省生涯学習政策局参事官
(学習情報政策担当)付

「学校ICT環境整備事業」の第2次募集等について（依頼）

標記事業につきましては、各都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会から事業計画書をご提出いただいているところですが、今般の経済危機対策における学校ICT環境整備事業へのご対応について短期間にてご対応いただいておりますことにも鑑み、下記のとおりといたします。

つきましては、関係者への周知をお願いいたしますとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対し、本事業及び臨時交付金・地方債等の積極的な活用の要請をしていただくようお願いいたします。

記

1. 第2次募集（事業計画書の提出）について

学校ICT環境整備事業については、自治体において積極的に申請いただくことをお願いしておりますところ、下記ケース等における新たな追加申請の募集を行うこととします。提出様式は追ってご連絡します。提出締切：平成21年8月21日（金）

※議会との関係で6月又は7月中に事業計画書を提出し、それをもって議会議に諮ることを希望する自治体においては、個別にご相談下さい。

(A) 国庫補助（1／2）＋地方債（補正予算債）起債（元利償還金5割交付予定）

※工事及び工事と一体として機器を整備する場合のみ。

例：校内LAN（事業費400万円未満）＋コンピュータ整備＋周辺機器

校内LAN（事業費400万円未満）＋デジタルテレビ整備＋電子黒板、周辺機器

〔(注) 既に申請している校内LAN（事業費400万円以上）又はアンテナ工事〕
と一体として起債することも可能。

(B) 国庫補助（1／2）＋地域活性化・経済危機対策臨時交付金

（自治体内における未配分、未執行残分等）

(C) 国庫補助（1／2）＋地方自主財源

2. 当初事業計画について

(1) 追加（増額）申請について

短期間における事業計画書の提出をお願いした経緯もあり、国庫補助裏の地方負担分に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てる予定の自治体で、現在財政局と折衝中の自治体においては、臨時交付金の第1次提出締切である6月30日までの間に臨時交付金の追加（増額）が可能となった場合には、追加（増額）申請を柔軟に対応しますので、あらかじめご連絡願います。

(2) 早期内定通知の発出等について

当初内定通知は7月中旬の発出を予定しておりますが、議会等の関係から事前に必要な自治体においては、下記までご連絡ください。

3. 学校情報通信技術環境整備事業費補助金交付要綱

添付のとおり送付します。

<本件問い合わせ先>

文部科学省生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当) 付

担当：出口、清水、牧、山本、山崎

電話：03-5253-4111

(内線2656、2382、2657、2659)